

「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」の事例解説について

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 技術管理係長 どい かいし
土井 海志

1. はじめに

令和7年3月、国土交通省 大臣官房 官庁営繕部では、令和5年3月に作成した「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」（営繕事業円滑化通知）のうち、特に設計に関する取組（設計条件の明示・適切な設計図書作成に向けた取組・遅滞ない設計意図伝達等）についての理解を深めるため、事例を用いて解説した資料『「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」の事例解説』（営繕事業円滑化通知の事例解説）を作成しました。

本稿では、この営繕事業円滑化通知の事例解説について紹介します。

2. 「営繕事業円滑化通知の事例解説」の作成経緯

品確法¹⁾が、公共工事の品質確保に不可欠な担い手中長期的な育成・確保を主目的として、平成26年6月に建設業法及び入契法²⁾と一体的に改正され（いわゆる「担い手3法」）、発注者等の責務の明確化が図られました。

具体的には、品確法では改正前から発注者の責務として、発注者は公共工事等の仕様書及び設計書の作成等の発注関係事務を適切に実施しなければならないとされてきましたが、本改正において発注者等の責務の明確化を図るため、「設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」などの規定が新たに設けられました。

官庁営繕部では、平成30年3月に営繕工事の生産性向上に向けて、現場への指示等を適時に行えるよう、工事の各工程における関係者間調整を円滑化するために発注者として実施する事項を、「営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化について」として取りまとめました。

その後、平成30年7月の働き方改革関連法の公布（労働基準法の改正）や令和元年6月の品確法等の改正（新・担い手3法）など、新たな課題に対応し、前回改正からの成果をさらに充実するための各法令の改正が行われました。これを受

H26. 6 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正

H30. 3 「営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化について」を取りまとめ

H30. 7 働き方改革関連法の公布(労働基準法の改正)

R元. 6 品確法等の改正(新・担い手3法)

設計に関する取組
を追加

R5. 3 「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」を再整理

R6. 4 労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用

R6. 6 品確法等の改正(第三次・担い手3法)

設計に関する取組への
理解促進のため

R7. 3 「『営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項』の事例解説」を作成

図-1 営繕事業円滑化通知の事例解説の作成経緯

け、官庁営繕部では、公共建築工事における現状に関して建設業団体と意見交換を行い、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、設計に関する取組を平成30年3月の「営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化について」に追加する形で、「営繕事業円滑化通知」として令和5年3月に再整理しました。

さらに、令和6年4月から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されたことや同年6月の品確法等の改正(第三次・担い手3法)を踏まえ、公共建築工事における適切な関係者間調整をさらに促進させ、公共建築工事の生産性向上に資することを目的として、令和7年3月に「営繕事業円滑化通知の事例解説」を作成しました(図-1)。

な要因となります。また、現場への指示等に先立ち、発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者の間での調整が必要となる場合が多いです。

そこで、発注者が設計条件の明示と履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、官庁営繕部において、これまで取り組んできた内容を含め、特に営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理し、取りまとめました。

図-2の生産性向上のイメージのとおり、営繕事業円滑化通知に記載している発注者が実施すべき事項を周知し、発注者に実施してもらうことにより、営繕事業の各段階(設計段階、施工段階)における関係者間調整の円滑化を推進し、営繕工事の生産性向上に寄与するものです。

3. 営繕事業円滑化通知の事例解説

(1) 営繕事業円滑化通知とは

建設工事においては、設計図書に記載内容に関する確認への対応を含む現場への指示等(工事受注者に対する発注者の指示、承諾又は通知)の遅れが手持ちを生じさせ、生産性を低下させる大き

(2) 事例解説の構成

本事例解説は、営繕事業円滑化通知のうち、特に設計に関する取組の内容を分かりやすくするために、具体的な参考事例と改善点を示して解説しています。参考事例を示した上で、各事例に対して、発注者が事業を進めるにあたっての留意点として、営繕事業円滑化通知から該当する箇所を抜粋し、発注者の実施事項として示しています。

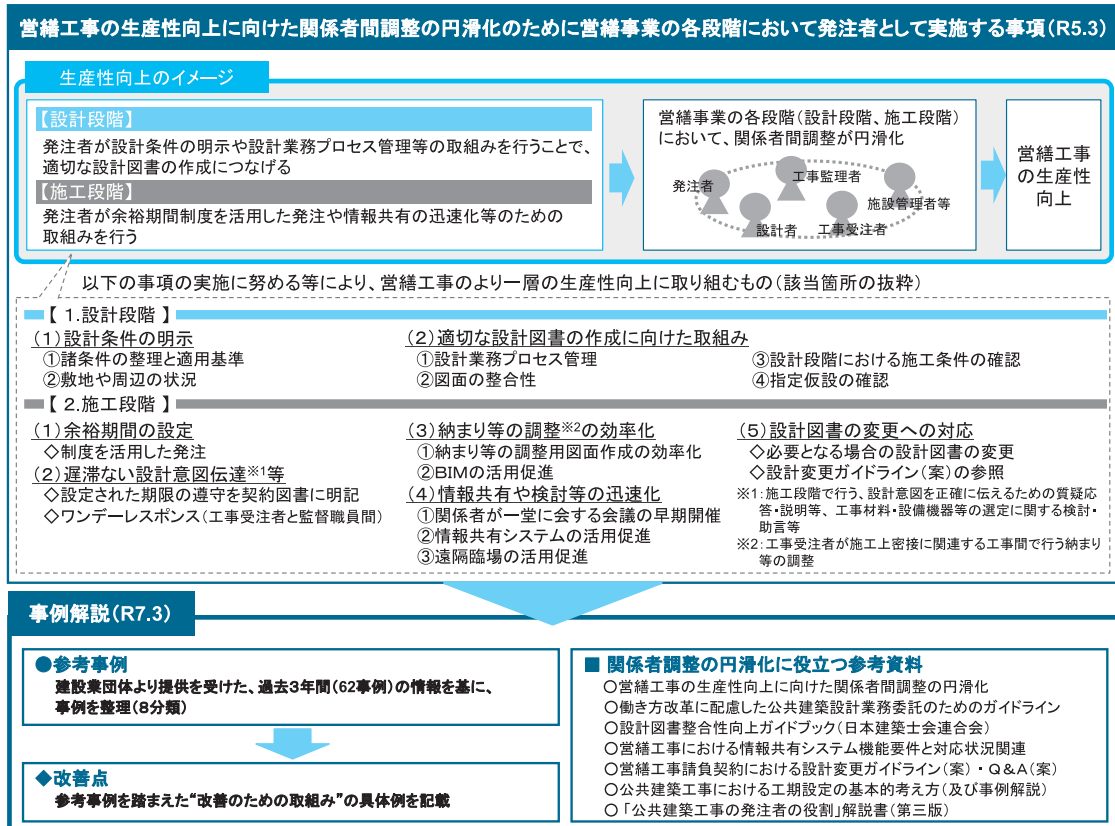


図-2 事例解説の構成

表-1 営繕事業円滑化通知の内容と各事例の対応

営繕事業円滑化通知の記載内容		事例	
1. 設計段階	(1) 設計条件の明示	①諸条件の整理と適用基準	事例①
		②敷地や周辺の状況	
	(2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み	①設計業務プロセス管理	事例② 事例③
		②図面の整合性	事例② 事例④
③設計段階における施工条件の確認		事例② 事例⑤	
④指定仮設の確認		事例② 事例⑤	
2. 施工段階	(1) 余裕期間の設定による工事受注者等の業務の平準化		
	(2) 遅滞ない設計意図伝達、質問・協議への対応	事例⑥	
	(3) 納まり等の調整の効率化	①納まり等の調整用図面作成の効率化	
		②BIMの活用促進	
	(4) 情報共有や検討等の迅速化	①関係者が一堂に会する会議の早期開催	事例⑦
②情報共有システムの活用促進		事例⑥	
③遠隔臨場の活用促進			
(5) 設計図書の変更への対応	事例⑧		

最後に改善点として、参考事例において対応いただきたい点を整理した具体例を記載しています。本事例解説で取り上げた参考事例は、建設業団体より提供を受けた、過去3年間の情報62事例を基に、事例①から⑧までの8つに分類したもので、営繕事業円滑化通知の内容と各事例の対応は表-1に示すとおりです。

また、参考事例やその解説のほかにも関係者間調整の円滑化に役立つ参考資料をまとめて掲載しています。

(3) 事例解説の内容

本事例解説の内容について、具体的に事例②と事例⑥により紹介します。

はじめに、事例②の参考事例(図-3)は、「内容が不明確な設計図書や、詳細図等で不足する図面があった」や「発注者が適用することとしている基準等が、設計図書に反映されていない事例」など、適切な設計図書が作成されていない事例です。

事例② 【1.設計段階 (2)適切な設計図書の作成に向けた取組み】

参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ○内容が不明確な設計図書や、詳細図等で不足する図面があった。 ○発注者が適用することとしている基準等が、設計図書に反映されていなかった。 ○設計段階で、建物の安全性や経済性などの各種検討が十分に行われておらず、その具体的な検討を工事受注者が負わされた。 ○発注者及び設計者が「公告時点の設計図書は契約(積算)のためにある」との認識で、仕様等が暫定的に記載されており、着工後にあらためて意匠の検討がなされ、変更が膨大となった。 ○設計図書のとおりに作成した施工図や製作図に対して、設計図書の内容とは異なる修正を指示された。
------	--

発注者の実施事項	<p>1. 設計段階 (2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み</p> <p>工事の契約における設計図書が適切に設計条件を満たし、齟齬なく必要な情報を明示したものとして作成されるよう、関係者間での確認、調整等を行う。</p>
----------	---

改善点	<p>★参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例</p> <p>→設計図書は、これに従い工事請負契約を履行するよう示すものであるということを、発注者及び施設管理者等並びに設計者は認識のうえ、適切に設計条件を満たし、齟齬なく必要な情報を明示したものとなるよう確認・調整等を行う。</p> <p>→事例①～⑤の「参考事例」のような不十分な設計図書により契約を締結することは、関係者間の円滑な意思疎通、ひいては工事の生産性を阻害する要因となり、予算不足・工事工程の遅延など様々な問題につながるおそれもあることを認識する。</p> <p>→発注者は設計者に対して設計条件(設計仕様書で適用することとしている基準類を含む)を明示するとともに、発注者と設計者との間で、設計条件が設計図書に反映されていること及び必要とする図面が網羅されていることを確認する。</p>
-----	--

図-3 事例解説の事例②

事例⑥ 【2.施工段階(2)遅滞ない設計意図伝達、質問・協議への対応・(4)情報共有や検討等の迅速化 ②情報共有システムの活用促進】

参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ○各工種において、「質疑内容の整理」、「質疑への回答」、「質疑間の整合性を図る作業」が工事のスケジュールに間に合っておらず、工事の進捗に支障をきたす状態となった。 ○質疑への対応の保留により、工事の進捗に支障をきたす状態となった。 ○各種承諾の遅れにより、工程に影響が生じた。 ○施工図、製作図を作成する段階で、設計上の方針が決まっていないことにより、施工図等の作成に手戻りが発生した。
------	--

発注者の実施事項	<p>2. 施工段階 (2) 遅滞ない設計意図伝達、質問・協議への対応</p> <p>施工段階の関係者間調整を円滑化するためには、設計者の設計意図を工事受注者等に遅滞なく伝達するほか、<u>工事受注者からの質問・協議への対応を迅速に実施することが不可欠である。このため、設計意図伝達業務委託においては、検討、報告等の期限が設定された場合はこれを遵守することなどを契約事項とするほか、工事受注者と監督職員の間においてはワンデーレスポンスに取り組む。</u></p> <p>(4) 情報共有や検討等の迅速化 ② 情報共有システムの活用促進</p> <p>情報の一元管理による情報共有の迅速化が図られるよう、「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」に基づき、原則として全ての営繕工事を対象に発注者指定により情報共有システムの活用を実施する。</p>
----------	---

改善点	<p>★参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例</p> <p>→「公共建築工事における工期設定の基本的考え方及び同事例解説」を踏まえ、遅滞なく明確な設計意図伝達、質疑応答、施工計画・施工図等の承諾等が行われるよう、発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等との間の調整を適切に行う。また、事業を円滑かつ効率的に進めるため、情報共有システム(ASP)の活用、受発注者間の連絡調整におけるウィークリースタンス、ワンデーレスポンスなどに取り組む。</p> <p>→工事発注に際して、準備期間、施工期間、後片付け期間、諸検査等に必要期間を考慮のうえ、適切に工期を設定する。着工後の工事の進捗に支障を生じさせないように、準備期間においても、工事受注者からの求めに応じて、必要となる設計意図の伝達、質疑応答等を行う。</p> <p>→一つの工事現場において建築工事、電気設備工事、機械設備工事など異なる工事が行われることに留意し、施工段階においては、後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)への影響に留意して必要となる調整を図る。</p>
-----	---

図-4 事例解説の事例⑥

発注者としては、適切に設計条件を満たし、齟齬なく必要な情報を明示したものととして設計図書が作成されるよう、関係者間での確認、調整等を行う必要があります。

具体的な改善のための取組としては、設計図書は、これに従い工事請負契約を履行するよう示すものであるということ、発注者及び施設管理者等並びに設計者は認識の上、確認・調整等を行うことなどを挙げています。

次に事例⑥の参考事例（図-4）は、「各工種において、『質疑内容の整理』、『質疑への回答』、『質疑間の整合性を図る作業』が工事のスケジュールに間に合っておらず、工事の進捗に支障をきたす状態となった」などであり、設計者の対応の遅れや情報共有が一元化されていないことにより、工事全体の進捗に影響を及ぼす事例です。

施工段階の関係者間調整を円滑化するため、設計意図伝達業務委託において、検討、報告等の期限を遵守することなどを契約事項としたり、情報共有等を迅速化するため、発注者指定で情報共有システムの活用を実施したりする必要があります。

具体的な改善のための取組としては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方³⁾及び同事例解説⁴⁾」を踏まえ、関係者間の調整を適切に行うことや、受発注者間の連絡調整において、ウィークリースタンスやワンデーレスポンスに取り組むことなどを挙げています。

これらのように、それまで実施すべき事項のみで周知されていた営繕事業円滑化通知の内容が、具体性のある参考事例及び改善点と併せて解説されることで、通知内容を理解しやすくし、発注者が生産性向上の取組を実施することに寄与するものと考えています。

4. おわりに

本稿では、「『営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項』の事例解説」について紹介しました。今後、官庁営繕事業に限らず建設業においては、ますますの人手不足が想定される一方で、品確法の改正を受け、発注者の果たすべき役割は大きくなっています。

そのような中で、営繕事業円滑化通知は、「発注関係事務の運用に関する指針」（令和7年2月3日改正。公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）で引用されており、地方公共団体等においても参照していただきたいと考えています。

官庁営繕部としては、今後も営繕事業における関係者間調整の円滑化に関する各取組を自ら実践するとともに、本事例解説の周知により、一層の生産性向上の推進に取り組んでまいります。

【参考文献】

- 1) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)
- 2) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)
- 3) 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(令和7年7月)(中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議)
- 4) 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方(事例解説)」(改訂令和2年3月)